

身体的拘束等の適正化に関する指針

有限会社 タックス

放課後等デイサービス そよ風心咲

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

放課後等デイサービスそよ風心咲は利用者様の尊厳を守るため、療育を通して利用者様の日々の生活機能が維持・向上されるように努めています。

(1) 身体的拘束の原則禁止

利用者様ご本人の心身の安全面、他の利用者様の心身の安全面の確保等において、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者様の行動を制限する行為は原則として行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者様個々の心身状況を勘案し、障害特性を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行う場合があります。

①切迫性：利用者様本人又は、他の利用者様等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) やむを得ず身体的拘束を行う場合

本人又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件全てを満たした場合のみ、本人・家族様への説明・同意を得て行います。

また、身体的拘束を行った場合は、身体的拘束適正化委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(4) 日常的ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます。

- ① 利用者様主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者様の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 家族様にも協力を頂きながら利用者様の思いをくみとり、利用者様の意向に沿つ

たサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

- ④ 利用者様の安全を確保する観点から、利用者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者様に主体的な生活をしていただける様に努めます。

2. 身体的拘束適正化検討委員会について

身体的拘束の適正化を目的として、「身体的拘束適正化検討委員会」を設置します。身体的拘束適正化検討委員会は年に一回以上は開催し、身体的拘束の実施検討時等は隨時開催します。また、開催した結果は児童指導員その他従業員に周知徹底を図ることとします。

① 設置目的

- ・施設内での身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束の発生ごとに報告された事例の検討・集計・分析
- ・報告された事例の適正性と適正化策の検討
- ・適正化策の実施後評価
- ・身体的拘束廃止に関する職員全体への啓発

② 構成員

- ア) 管理者
 - イ) 児童発達支援管理責任者
 - ウ) 児童指導員または保育士
 - エ) 指導員
 - オ) その他委員会設置趣旨に照らして必要と認められる者
- ※第三者や専門家、精神科専門医等の活用も考えられる。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

療育に携わる全ての従業員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ② 新規採用職員に対する身体的拘束適正化のための研修実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

《身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為》

(1) 身体を押さえつける・動きを制限する行為

- ・腕、手、肩、体を掴んで動けないようにする。
- ・抱きかかえて離さない。
- ・床や椅子に押しつけて押さえつける。
- ・複数人で囲んで動けない状態にする。

(2) 特定の場所から出られないようにする行為

- ・別室、倉庫、相談室などに入れて鍵をかける。
- ・ドアの前に職員が立ちはだかって出さない。

(3) 道具を使って動きを制限する行為

- ・ベルト、紐、ガムテープなどで身体を固定する。
- ・車椅子、椅子にベルトで縛る。
- ・本人の意思に反して防具、抑制具を装着する。

(4) 本人の意思に反して行動を制限する行為

- ・無理矢理座らせ続ける。
- ・立ち上がりうとするのを体で止める。
- ・「動くな」「そのままでいなさい」と強制し続ける。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として職員が集まり、拘束による利用者様の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。

身体的拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人、家族様に対する「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成します。身体拘束の実施にあたっては、原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法で行い安全性・経過確認の方法についても検討を行います。

② 利用者様本人や家族に対しての説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族様等と締結した内容と方向性及び利用者様の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

本人の理解が難しい方については家族様の同意のもと実施します。

③ 記録と再検討

「身体拘束に関する経過記録」を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかつた理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録」は5年間保存し、行政担当部局による指導監査が行われる際に掲示できるようにします。

④ 拘束の解除

④ の記録と身体的拘束適正化検討委員会での再検討の結果、身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。その場合には、本人様、家族様に報告します。

5. 身体的拘束廃止に向けた各職員の役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(管理者)

- 1) 身体的拘束における諸課題等の責任者
- 2) 身体的拘束適正化検討委員会の責任者
- 3) 療育現場における諸課題の責任者

*ただし2) 3) については、管理者の判断する者に代理させることができることとします。

(児童発達支援管理責任者)

- 1) 医療機関、家族様との連絡調整
- 2) 施設における医療行為の範囲を整備
- 3) 重度化する利用者様の状態観察
- 4) 記録の整備
- 5) 身体的拘束廃止に向けた職員教育
- 6) 家族様の意向に沿ったケアの確立
- 7) 施設のハード、ソフト面の改善
- 8) チームケアの確立

(児童指導員並び指導員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者様の尊厳を理解する
- 3) 利用者様の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者様個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 重度化する利用者様の状態観察

- 6) 利用者様とのコミュニケーションを十分にとる
- 7) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は公表し、利用者様・ご家族様・職員等がいつでも自由に閲覧することができ
ます。

付則

令和4年4月1日より施行する。

令和5年4月1日改定。